# 髙和果公報

発 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号 発 行 日 毎 週 2 〜 2 曜日)

目 次

告 示				ページ
○大規模小売店舗の新設に関する届出	(経営	営支担	爰課)	1
○種畜証明書の書換え交付の通報	(畜産	至振!	興課)	1
○保安林の指定施業要件の変更	(治)	山林江	道課)	1
○保安林の皆伐面積の限度	(	"	)	2
○道路の区域変更	(道	路	課)	3
○道路の供用開始	(	"	)	3
公 告				
○工事整備対象設備等の工事又は整備に				
関する講習の実施	(消)	方政贸	(表課	3
○農用地利用配分計画の認可の申請	(農‡	也・扌	目り、	
	手丸	対策詞	果)	3
○建設業法による処分	(建調	<b>殳管</b> 耳	里課)	4
監査公表				
○監査の結果に関する報告に基づく措置	結果			4
告示				

# 高知県告示第671号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、この告示に係る大規模 小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため 配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる 事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労 働部経営支援課に提出することができる。

平成27年12月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 届出の概要
- (1) 届出者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名 株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥 昭雄
- (2) 届出者の住所

北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称) ニトリ土佐道路店 高知市朝倉字榊185-1ほか

- (4) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並 びに法人にあっては代表者の氏名
  - 株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥 昭雄 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号
- (5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業者名	代表者名	住所
株式会社ニトリ	代表取締役 似鳥 昭 雄	北海道札幌市北区 新琴似七条一丁目 2番39号

- (6) 大規模小売店舗の新設をする日 平成28年7月7日
- (7) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 5.132平方メートル
- (8) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- ア 駐車場の収容台数

123台

- イ 駐輪場の収容台数
  - 31台
- ウ 荷さばき施設の面積 130平方メートル
- エ 廃棄物等の保管施設の容量 50立方メートル
- (9) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び 閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ニトリ	午前9時	午後9時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後9時30分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数

1 箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間 帯

午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成27年11月6日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所 高知県商工労働部経営支援課

- 4 意見書に記載すべき事項
- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (2) 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革
- (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (4) 意見の内容

# 高知県告示第672号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を書換え交付した旨の通報があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年12月1日

高知県知事 尾﨑 正直

種畜証明書番号 等	申請の事由	変更後	変更前
11231935215 夢千代(全和褐 208) 牛 褐毛和種	種畜の飼養 者の住所及 び氏名の変 更	高岡郡佐川町 高知県畜産試 験場	土佐清水市 西村 亮

#### 高知県告示第673号

次の保安林の指定施業要件を変更したので、森林法(昭和26年 法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第6項に おいて準用する同条第1項の規定により告示する。

平成27年12月1日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 高知市(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
  - (ア) 主伐は、択伐による。
  - (イ) 主伐として伐採することができる立木は、当該立木 の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標 準伐期齢以上のものとする。
  - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 高知市(次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

些

# (3) 変更後の指定施業要件

# ア 立木の伐採の方法

- (ア) 次の森林については、主伐に係る伐採を禁止する。 高知市(次の図に示す部分に限る。)
- (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。 高知市(次の図に示す部分に限る。)
- (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定め ない。
- (エ) 主伐として伐採することができる立木は、当該立木 の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標 準伐期齢以上のものとする。
- (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関 係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び高知市役所に備 え置いて縦覧に供する。)

# 高知県告示第674号

森林法施行令(昭和26年政令第276号)第4条の2第3項の規 定により、平成27年度第4次において許可する保安林の皆伐面積 の限度を次のとおり定める。

平成27年12月1日

高知県知事 尾﨑 正直

# 保安林の皆伐面積の限度

1 水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林

(単位 ヘクタール)

同一	ーの単位	皆伐面積の限度 を定める森林又 はその集団の所 在地	水源かん養保 安林	土砂流出防備 保安林
1	室戸地 区	室戸市 東洋町	42. 02	461. 96
2	奈半利 川	奈半利町 田野町 安田町 北 川村 馬路村	787. 06	199. 30
3	安芸川	安芸市 芸西村	282. 46	193. 12
4	夜須川	香南市	3. 84	2. 48
5	物部川	高知市の一部 南国市の一部	789. 10	107. 94

		香美市の一部		
6	吉野川上流	南国市の一部 香美市の一部 本山町 大豊町 土佐町 大川 村	1, 474. 47	85. 91
7	鏡川	高知市の一部	163. 98	8. 94
8	本川地区	いの町の一部	605. 22	20. 28
9	仁淀川	高知市の一部 土佐市 いの町 の一部 仁淀川 町 佐川町 越 知町 日高村	573. 38	117. 82
10	新荘川	須崎市 中土佐 町の一部 津野 町の一部	124. 30	121. 46
11	四万十	中土佐町の一部 檮原町 津野 町の一部 四万 十町の一部	1, 532. 06	193. 39
12	伊与喜川	黒潮町の一部	48. 42	48. 64
13	四万十川	宿毛市の一部 四万十市 四万 十町の一部 三 原村の一部	1, 403. 42	369. 67
14	大方地区	黒潮町の一部	79. 34	79. 30
15	松田川	宿毛市の一部	119. 85	179. 24
16	下ノ加江川	土佐清水市のう ち下ノ加江 三 原村の一部	57. 64	43. 58

17	土佐清水市(下 ノ 加 江 を 除 く。) 大月町	195. 34	144. 01	
	計	8, 281. 90	2, 377. 04	

# 2 干害防備保安林

(単位 ヘクタール)

Ī	司一の単位	皆伐面積の限度を定める森 林又はその集団の所在地	干害防備保安林
1	安芸林業事 務所管内	室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村	6. 44
2	中央東林業 事務所管内	高知市 南国市 香南市 香美市	0.00
3	中央東林業 事務所嶺北 林業振興事 務所管内	本山町 大豊町 土佐町 大川村	9. 14
4	中央西林業 事務所管内	土佐市 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	0.84
5	須崎林業事 務所管内	須崎市 中土佐町 檮原町 津野町 四万十町	10.66
6	幡多林業事 務所管内	宿毛市 土佐清水市 四万 十市 大月町 三原村 黒 潮町	6. 78
		計	33. 86

# 3 保健保安林

(単位 ヘクタール)

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森 林又はその集団の所在地	保健保安林
1 安芸林業事 務所管内	室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村	32. 02

-			<del>                                     </del>
2	中央東林業 事務所管内	高知市 南国市 香南市 香美市	3. 38
	3, 353/51 🗖 1 3	130.11	
3	中央東林業	本山町 大豊町 土佐町	47. 41
	事務所嶺北	大川村	
	林業振興事		
	務所管内		
4	中央西林業	土佐市 いの町 仁淀川町	21. 96
	事務所管内	佐川町 越知町 日高村	
5	須崎林業事	須崎市 中土佐町 檮原町	3. 90
	務所管内	津野町 四万十町	
6	幡多林業事	宿毛市 土佐清水市 四万	0.00
	務所管内	十市 大月町 三原村 黒	
		潮町	
		計	108. 67

# 高知県告示第675号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、 道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成27年12月1日から2週間高知県土木部道 路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成27年12月1日

高知県知事 尾﨑 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名家俊岩戸真幸
- 3 道路の区域

区	間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐市波が 4767番 2 が		前	10. 0	672
土佐市波介 3485番 1 割		後	12. 4	672

#### 高知県告示第676号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、

道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成27年12月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。 平成27年12月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名家俊岩戸真幸
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
土佐市波介字榎ノ本4767番 2から 土佐市波介字冨満瀬3485番 1まで	672	平成27年12月 1 日

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の10の規定により、工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習(以下「講習」という。)を次のとおり行う。

平成27年12月1日

高知県知事 尾﨑 正直

1 講習の実施日時、実施場所及び種別

講習の実施日及び実施場 所	講習の区分	講習の実施時間
平成28年1月25日(月) 高知県庁正庁ホール	消火設備	午前9時から午 後5時まで
平成28年 1 月26日(火) "	避難設備及び消 火器	11
平成28年 1 月27日(水) "	警報設備	11

- 2 講習の受講の申請手続
- (1) 受講申請書の配布

受講申請書は、高知県危険物安全協会、高知県危機管理部 消防政策課及び県内各消防本部 (消防署) で配布する。

(2) 受講申請書の提出先郵便番号780-8570

高知市丸ノ内一丁目 2番20号 高知県危機管理部消防政策 課内

高知県危険物安全協会

(3) 受講申請書の受付期間

受講申請書は、平成28年1月4日(月)から同月14日 (木)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法 律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を除 く。)の間に受け付ける。

(4) 講習の受講手数料

受講手数料として、7,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申請書に貼り付けて納入すること。

3 講習に関する問い合わせ先

高知市丸ノ内一丁目 2番20号 高知県危機管理部消防政策課 内

高知県危険物安全協会(電話番号088-823-9099)

農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人高知県農業公社から農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により次のとおり当該農用地利用配分計画を公衆の縦覧に供する。

·····

なお、同項の規定に基づき、利害関係人は、当該縦覧期間満了 の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を 提出することができる。

平成27年12月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 農用地利用配分計画の概要
- (1)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称 南国市東崎97番地 伊尾木 健
  - イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番 南国市下末松字米屋東36番、37番、38番、39番、40番 及び41番1
- (2)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称 南国市小籠430番地2

山﨑 隆弘

- イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番 南国市下末松字米屋東30番1、31番、34番及び35番
- (3)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称 南国市東崎510番地 2

鈴木 郁馬

イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番 南国市小籠字天神丸519番、520番1、521番1及び522 番1並びに字土居547番1、岡豊町小篭字土居622番ハ、 622番二、626番2、626番3及び626番4並びに上末松字神母913番1、914番1、914番2及び916番1

(4)ア 賃借権の設定等を受ける者の住所及び氏名又は名称 南国市上末松970番地 2

島内 浩光

- イ 賃借権の設定等を受ける土地の所在及び地番 南国市東崎字坂本田685番
- 2 申請年月日

平成27年11月13日

3 縦覧場所

高知県農業振興部農地・担い手対策課

4 縦覧の期間及び時間

平成27年12月1日 (火) から同月15日 (火) まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)

5 意見書の提出先

高知市丸ノ内一丁目7番52号

高知県農業振興部農地・担い手対策課

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第2号の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

······

平成27年12月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 処分をした年月日 平成27年11月16日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名、主たる営業 所の所在地及び許可番号

有限会社橋本工業

取締役 橋本 正行

高知市春野町仁ノ3395番地

高知県知事許可(般-22)第7503号

3 処分の内容

建設業法第29条第1項第2号の規定による建設業の許可(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可)の取消し

4 処分の原因となった事実

有限会社橋本工業は、元役員が建設業法第8条第9号に規定する暴力団員等であり、その元役員が実質的に同社の事業活動を支配していると認められ、同条第13号の規定に該当するに至った。

このことは、同法第29条第1項第2号の規定に該当する。

# 監 査 公 表 ------

# 監査公表第11号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、高知県知事等あて報告を行ったところ、高知県知事等から措置結果について通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年12月1日

高知県監査委員 27高行管第239号 平成27年10月31日

高知県監査委員 様

高知県知事

定期監査の結果に対する措置結果について(通知)

平成27年9月14日付け27高監報第7号で報告のありましたうえのことについて、指摘とされた機関からの措置状況の報告をもとに、地方自治法第199条第12項の規定により下記のとおり通知します。

記

- 第1 総括において措置を求められたもの
- 1 契約事務
- (1) 指摘事項

契約事務については、前年度に重点項目として監査を行い、適正な執行を強く求めたところである。しかしながら、今回の監査においても、仕様書等の添付漏れ、暴力団排除措置条項の漏れ、個人情報保護条項の漏れ、割印漏れ等、契約書の作成に関係する不備が依然として多数認められた。

契約は、契約担当者としての県庁全体の信頼に関わる重要な法律行為であることを深く認識し、各所属においても、組織的なチェック体制の充実を図る等、引き続き、適正な契約事務の執行に努められたい。

# (2) 措置状況

改善に向けて、引き続き会計検査や日頃の支出審査等を 通じて職員の知識の向上やチェック機能の強化を図りま す。また、会計事務基礎研修については、総務担当職員の みならず、契約事務を伴う委託業務等の実務に携わる職員 にも広く参加を呼び掛けるとともに、研修回数を増やすな どして内容の充実を図ります。

あわせて、特に基本的な誤りが多い契約事務の支援ツールとして、本年3月に作成した「契約事務のチェックシート」に加え、依然、収入・支出事務の誤りも見られることから、新たに、管理職員や出納員等が、起案、決裁時点でチェックを行えるよう「収入・支出事務のチェックシー

ト」を作成し各所属に配布するとともに、管理職員等の研修をはじめ各種研修で活用することなどにより、職員の事務処理能力の向上、管理職員等による指導の徹底及びチェック体制の更なる強化を図り、適正な会計事務の執行に取り組みます。

# 2 支出事務

# (1) 指摘事項

支出事務のうち補助金に係る事務については、これまでも適正化を求めてきたところであるが、前年度に比べて、交付決定事務の遅延、変更承認手続の漏れ、実績報告書の提出遅延等、基本的な事項が徹底されていない事例が増加していた。

交付要綱を遵守することはもちろんのこと、申請書の審 査期間、補助事業の遂行期間等を勘案した上で、補助金事 務の適正かつ効率的な執行に努められたい。

#### (2) 措置状況

補助金事務については、「補助金交付要綱チェックリスト」や「補助金申請等のポイント」を作成し各所属に配付するとともに、職員への研修の充実を図るなど、適正化に取り組んできたところです。また、前回の指摘を受けて、平成27年2月に、各所属に対し、改めて適正な事務の執行について通知し、進捗管理等の徹底を促すとともに、毎年7月に実施している「会計事務実務研修」に加え、本年度より、「会計事務基礎研修」において基礎的な補助金事務の説明を行うなど職員の知識の向上に努めてまいりました。

ご指摘のことにつきましては、今後も引き続き、研修を 通じて職員の知識の習得を図るとともに、各所属に対し チェック体制の強化や進捗管理等の徹底を指導し、適正な 補助金事務の執行につなげてまいります。

# 3 その他

#### (1) 指摘事項

今回の監査においても、会計書類その他の公文書にいわゆる「消せるボールペン」を使用している事例が見受けられた。この筆記具は、改ざんが容易な上、温度変化で退色の可能性があることから、公文書への使用は不適切である。公文書作成に使用しないよう、更なる周知徹底を求める。

# (2) 措置状況

ご指摘のあった事項については、前回の監査においても 同様の意見をいただいており、各部局の主管課長による企 画会議において、このような不適切な事務処理がないよう 周知しましたが、今回再度の指摘を受け、公文書には「消 せるボールペン」を使用しないよう改めて通知を行いまし た。 ₩.

今後におきましても、公文書の適正な作成や管理について、引き続き職員への周知徹底に努めてまいります。

# 第2 指摘とされた機関

# 1 消防政策課

# (1) 指摘事項

平成26年度消防設備士講習の受講手数料について、証紙 収入金の調定を行っていなかった。

#### (2) 原因又は理由

担当者は、消防設備士講習委託先業者が取りまとめた受講申請書に貼り付けられた県収入証紙に消印を行いましたが、この時点で行うべき収入調定を失念し、また、所属内のチェック体制が十分でなかったことから、収入調定書を作成していないことに気がつくことができなかったものです。

# (3) 措置状況

消防政策課において、担当者が消印押印時に直近の上司 の確認を受けるとともに、収入調定を行うことを徹底しま した。

さらに、消防設備士講習委託料を支払う際に、決裁権者 が収入調定を行ったかどうかを確認することとしました。

#### 2 医事薬務課

# (1) 指摘事項

平成26年度毒物劇物取扱者試験の試験手数料について、 証紙収入金の調定を行っていなかった。

#### (2) 原因又は理由

平成26年度毒物劇物取扱者試験の受付終了後、担当者は 申請書類の内容確認のうえ、平成26年8月1日に収入証紙 の消印を行いましたが、この時点で行うべき収入調定を失 念し、また、所属内のチェック体制が十分でなかったこと から、収入調定書を作成していないことに気がつくことが できなかったものです。

#### (3) 措置状況

試験手数料の収入調定については、高知県証紙収入事務 取扱要領4の規定に基づき、消印後速やかに実施すること を職員に周知徹底しました。また、手数料収入の補助簿を 作成し、適正な収入調定事務が実施されるよう、管理職員 を含めて確認することとしました。

不適正な事務処理を防ぐため、所属全体でのチェック体制の強化を図り、適正な事務処理に努めてまいります。

#### 3 十木企画課

#### (1) 指摘事項

平成26年度高知県公共事業再評価委員会に出席した委員 の旅費に関する支出事務を失念し、平成27年度予算で支 払っていた。

# (2) 原因又は理由

平成26年度高知県公共事業再評価委員会を開催するにあたり、財務会計システムで行う報償費の支払は行ったものの、新旅費システムで行う旅費の支払を失念していたもので、平成27年度高知県公共事業再評価委員会の開催時に判明したため、平成27年度予算で支払ったものです。

# (3) 措置状況

報償費と旅費の事務処理を別に行っており、報償費だけの支払を行い、旅費の支払が抜けていたもので、今後は、行事ごとに支払に係る一覧表を作成し確認するなど、管理職等による支払事務のきめ細かなチェックによる進行管理を行ってまいります。

27高教政第595号 平成27年10月29日

# 高知県監査委員 様

高知県教育委員会委員長

定期監査結果に基づく措置状況について(通知)

平成27年9月14日付け27高監報第7号で報告のありました定期 監査の結果について、下記のとおり措置しましたので、地方自治 法第199条第12項の規定により通知します。

記

#### 指摘事項

# 機関名:学校安全対策課

#### (1) 指摘事項

平成25年度高知県公立学校施設耐震診断支援事業費補助金において、補助事業が完了して実績報告書が提出された後に交付決定額の増額変更を行っていた。

# (2) 原因又は理由

今回の事案は、設計変更及び契約工期内に行われた消費税率引き上げにより補助対象経費が増額になっていたにもかかわらず、補助事業者から補助金交付要綱の規定に基づく内容変更承認申請が事前に提出されなかったこと、当課においても補助事業の施行状況について十分把握ができていなかったこと、また消費税率引き上げに伴う契約額変更の取扱いについて当該補助事業者に対し十分な指導ができていなかったことによるものです。

#### (3) 今後の対応

今回の事案を踏まえて、市町村及び学校組合に対し、要綱に則った適正な事務処理を行うよう求める通知を発出しました

今後は、会計管理局発行の資料『補助金申請等のポイント』にある「補助金事務の流れとチェックポイント」の全内容を課内関係者で再確認するとともに、日常の電話連絡等の際に事業の施行状況を確認することで、事業内容等に変更がないかなど、事業の進捗状況について把握し、必要に応じて報告を求め、変更手続きが遅延しないよう注意し、再発防止

を図ってまいります。

また、担当職員はもとより、チーフ及び管理職員を含む全体で業務の進捗管理を行い、今後このようなことのないよう 適正な事務の執行に努めます。

# 機関名: 文化財課

#### (1) 指摘事項

平成26年度の札所寺院(清瀧寺)文化財調査等業務委託に おいて、予定価格が30万円を超えるにもかかわらず、2者以 上から見積書を徴することなく、予定価格の積算のために参 考見積書を徴した相手方と随意契約により契約を締結してい た。

#### (2) 原因又は理由

今回の事案は、予定価格が30万円を超えているにも関わらず、2者以上から見積書を徴さずに契約が可能だと錯誤し契約したものです。これは契約に関する基本的な事務処理について課内でのチェックが不十分であったことによるものです。

# (3) 今後の対応

指摘のあった事案は、契約事務に関しての基本的な認識不足や組織としてのチェックが不十分であったことに起因するものであることから、全課員を対象に会計管理局が作成している「会計事務のポイント」や「契約事務のチェックシート」を活用した課内研修を行い、施行伺いから支払いまでの各段階の基本的な事務処理を再認識し、徹底を行いました。

今後このようなことが起こらないよう、日ごろから管理職員も含めチェックシート等を用いて不適切な事務処理がないか、段階的に確認をするなど組織的な再発防止策を実行し、厳正な契約事務の執行に努めます。